

本 訴 平成26年(ワ)第29256号

反 訴 平成27年(ワ)第25495号

本訴原告(反訴被告) 阿部宣男

本訴被告(反訴原告) 松崎 参

## 準 備 書 面 (8)

— 原告(反訴被告)の準備書面(5)に対する反論 —

2016年(平成28)年5月9日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

本訴被告(反訴原告)訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲



弁護士 平 松 真 二 郎



弁護士 湯 山 花 苗



### 第1 反訴被告による継続的な名誉侵害行為

1 反訴被告は、利権政治によってホテル館が失われたという噂があり、その利権にはM議員と反訴原告が関与しているとの噂を耳にしたことがあることを情報提供したにすぎない、と主張する。

しかし、ホテル館を潰した跡地に老人ホームを建てる利権があるという話は、そもそも反訴被告が発したものであり、本件情報提供は、噂話を耳にして、これを伝えた1回限り第三者に伝えたなどというものではない。以下、指摘する。

2 反訴被告は、2012年8月3日発行の自らの著書『ホテルよ、福島にふたたび』で、次のように語っていた。

◆「とんでもない計画の全貌を聞くことになったのは、1992年の1月でした。私の耳に「『温室植物園』が6月いっぱい閉鎖される」との知らせが届いたのです。そして、私は区内にある『赤塚植物園』に異動になると…。だんだん裏事情がわかってきました。東京都から出向していた当時の課長が、植物園内につくった生態系空間の規模を広げて、『マレーシアの熱帯を再現したい』と言い出したのです。密かに準備を進め、建設会社とも話をつけていた。後に報道された記事によると、どうやら建設会社との癒着関係にあったらしいですね。『マレーシア館』を新設するには、ホテルも阿部も邪魔だった。そこで植物園を閉鎖して、私を異動させようと考えたわけです」（乙23号証 100～101ページ）。

しかし「後に報道された記事」など、存在しない。また「建設会社との癒着関係」なるスキャンダルが板橋区政や区議会で問題になったことはなかった。職員の異動は自治体職場では通常当然のようにあることで、なんら不自然なことではないのである。ホテル館跡地の利権のために、邪魔なホテルと阿部を追い出す、という話の構造は、反訴被告自身によってここで作り出されたのである。

このように反訴被告は、根拠のない話を、自ら調べ「裏事情がわかってきました」などとして噂ではなく発信していたのである。

3 つぎに、反訴被告が、この利権話しを持ち出したことが確認できるのは、2014年2月13日の板橋区人事課による反訴被告への聞き取り調査のなかで、反訴被告のほうから発言されたものであった。この記録は甲132号証として提出されている。

◆ 事情聴取調書（甲132号証）

【木曾（人事）課長】

もう一点が、むし企画に毎月区が委託料を支払っているが、この委託料の一部を受け取っていたのではないかという話があるが、これについてはいかがか。

【阿部主事】

それはない。あつたら終わりですよ。委託料を取っているようでは、話にならない。

【木曾課長】

なぜ、そんな噂が出てしまうのか。

【阿部主事】

私が正直なところを申し上げると、むし企画の元社長は去年お亡くなりになったのだが、そこに事務関係をしていたウエハラという人間がいた。ウエハラヒトミという人間がいて、その方は、4年前ですから2010年の8月30日にやめて、四葉にお住まいのナカムラカズオさんという東方産業の社長さんのところに雇われるんですよ。そこであることないことなんでもいいから言ってしまえと言うのは聞いた。

その方が事務担当でお金を管理していた。自分は預かり知れぬところだが、そういう点で今一番のあの辺の噂話としたら、二人がそう言っているよね。それを役所が真に受けるのかね。その方は議員の菊田順一さんのスポンサーですから、いようにやれと。ホテルを潰せと。あそこを潰して介護老人ホームを作ると。普通に潰すとホテルのことだから、また大騒ぎするから阿部を犯罪者にしてしまえば一番いいんだと。犯罪者にして懲戒免職にしてしまえば、世間一般 誰もが納得いくよねという話ができていると聞いた時に、私は辞表を出させていただいたのが、2月3日だったので、私は速やかに辞めたいと思っている。

ここで、板橋区の人事課長は、反訴被告が業者への委託料を不当に受け取っているという噂のことを聞き、反訴被告はその委託料の噂の出処が東方産業の中村社長とその雇用人だと述べている。そして、さらに、ホテル館を潰して介護老人

ホームを作る話を持ち出しているのである。

- 4 そして、反訴被告自ら、2014年12月22日に次の情報をインターネットに発信していた(乙24号証)。

「現在のホタル生態環境館の土地に介護老人施設を作る計画が板橋区行政内で出来上がっています。ただ単にホタル館廃止となれば区民や多くの日本のホタルファンから抗議が来ることを察し、私を懲戒免職にすれば誰もが納得し、幼虫も少ないと公に公表することで社会的に抹殺し、彼らは高笑いで酒を飲むはずでした。」

この情報発信は、噂があるという形ではない。「計画が板橋区行政内で出来上がっています」と全く事実に反することをさも証拠を握っているかのように断定し、「彼らは高笑いで酒を飲むはずでした」と被害者の立場から言いきってきたのである。

- 5 (1) このように反訴被告は、日経ビジネスオンラインの吉野記者に対し、初めてたった1回だけ、単に噂があるとしてホタル館の跡地利用についての利権情報を流していたのではない。

自らが被害者として、板橋区内では介護老人施設を作る計画があると断定し、そのために自分を懲戒処分にした等と発信していたのである。

- (2) そして反訴被告は、2015年2月6日に日経ビジネスオンラインの吉野記者の取材を受けて、乙15号証の通りの発言、つまり「自分は利権政治の犠牲者だ」「跡地に絡む利権を獲得したいK議員とM議員が私を悪者に仕立て上げて、ホタル生態環境館を廃止に追い込もうと動いた」と噂の存在ではなく、被害者自らが発する情報として述べたのである。

- (3) 反訴被告の吉野記者に対する情報提供は、日経ビジネスオンラインに自ら提供する情報が、出来る限りそのまま掲載され記事となることを予想し、願ってなされたもので、これが記事となって反訴原告の名誉が毀損されたこととの間には、相当因果関係が認められる。

## 第2 情報提供行為それ自体による不法行為の成立

反訴被告の吉野記者に対する情報提供行為は、前述した3記載の事情聴取での発言、4記載のインターネット上への投稿による反訴原告の名誉を毀損する一連のものとして一体をなす行為の一部である。

当該情報提供行為は、日経ビジネスオンラインの記事となって反訴原告の名誉を毀損したと相当因果関係が認められる不法行為であるが、そもそも

当該情報提供行為それ自体が、取材内容が記事となれば極めて不特定かつ多数の者に伝播するおそれある雑誌記者に対する発信であることから、公然性をもった名誉毀損行為として不法行為を構成するものでもある。

## 第3 東京地裁平成17年3月14日付判決（判時1893号-54頁以下）（反訴原告判例2）

反訴被告は、この判決が、当該弁護士の行為と記事の掲載について相当因果関係を認めたのは、事案の特殊性から情報提供に則した記事が掲載される蓋然性が高いからだとし、具体的には、「訴訟代理人である弁護士が、訴状の内容を公開したというものであるから、どのような訴えが提起されたかということについて、第三者が裏付けをし、否定することは『不可能』であり、まして自ら記者会見まで開催すれば、当然、当該弁護士の会見内容はそのまま掲載される可能性が高い事案である」と主張する。

しかし、弁護士作成の訴状が提出されたからといって、その内容が真実であるとか、真実と信ずる相当な理由があるなどと言えないことは裁判所に顕著な事実であろう。原告側弁護士が訴状を公開したら、被告側にその内容の真偽を問う「裏付け」取材は可能であり、その内容を否定したり疑問を呈することは「不可能」どころか十分に「可能」である。

弁護士が会見を開いても、記者クラブでは質疑応答が行われ、被告への問合せをする等しても記事になるのであり、「当該弁護士の会見内容はそのまま掲

載される可能性が高い」などとは到底言えない。

このように、反訴被告の反訴原告判例2に対する評価検討は正しくない。

反訴原告判例2は、裏付け取材をし、質疑応答をした上で記事にするかどうか、どのような記事にするのか検討することが新聞社としては可能であるとしても、それでも訴状をファクシミリで「送信」し、又同内容の「記者会見を行ったこと」が名誉毀損に該当するとしたものである。

本件でも、反訴原告の吉野記者への情報提供そのものを名誉毀損行為とすることが、この判例からしても認められる。

以 上